

播磨町特別支援教育就学奨励費支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）の趣旨に基づき、播磨町立小学校又は中学校に就学する障害のある児童又は生徒（以下「児童等」という。）の保護者の経済的負担を軽減するため、特別支援教育就学奨励費（以下「奨励費」という。）を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 奨励費の支給を受けることができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条第2項に規定する特別支援学級に在籍する児童等の保護者
- (2) 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童等の保護者

2 前項の規定にかかわらず、播磨町就学援助規則（平成29年教育委員会規則第2号）の規定により就学援助に係る支給を受けている者は、奨励費の支給を受けることができない。

(奨励費の対象となる経費及び支給額)

第3条 奨励費の対象となる経費は、次の各号に掲げる費目に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 学校給食費 児童等の保護者が負担すべき学校給食費
- (2) 職場実習交通費 中学校の教育課程に従い、学校外の事業所等において、生徒が現場実習に参加するための交通費
- (3) 交流及び共同学習交通費 児童等が学校教育の一つとして、他の幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の児童又は生徒と集団活動を行う交流及び共同学習に参加するための交通費
- (4) 修学旅行費 児童等が修学旅行に参加するために直接必要な交通費、宿泊費及び見学科その他均一に負担すべきこととなる経費
- (5) 校外活動費（宿泊あり） 児童等が宿泊を伴う校外活動に参加するために直接必要な交通費、宿泊費及び見学科その他均一に負担すべきこととなる経費
- (6) 校外活動費（宿泊なし） 児童等が宿泊を伴わない校外活動に参加するために直接必要な交通費及び見学科その他均一に負担すべきこととなる経費
- (7) 学用品・通学用品費 児童等が通常必要とする学用品及び通学のために通常必要とする通学用品の購入費
- (8) 新入学児童生徒学用品・通学用品費 児童等が小学校又は中学校入学時において通常必要とする学用品及び通学用品の購入費
- (9) 体育実技用具費 中学校の体育（体育保健）の授業の実施に必要な体育実技用具として、

当該授業を受ける生徒全員が個々に用意することとされている柔道着の購入費

(10) 拡大教材費 弱視の児童等が授業において、副教材として使用する拡大教材の購入費

2 前項に掲げる費目の支給額は、毎年度国が定める特別支援教育就学奨励費補助金国庫補助対象限度額を基準とし、予算に定める範囲内の額とする。

(申請)

第4条 奨励費の支給を受けようとする者は、次に掲げる書類を播磨町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定する期日までに、児童等が在籍する学校の校長（以下「学校長」という。）を経由して、教育委員会に提出しなければならない。

(1) 特別支援教育就学奨励費支給申請書兼収入額・需要額調書

(2) 前号に定めるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

2 奨励費の支給を受けることを辞退しようとする者は、辞退届を学校長を経由して、教育委員会に提出しなければならない。

(奨励費の認定及び支給区分の決定)

第5条 教育委員会は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、奨励費の認定の可否及び支給を受けることができる者の支給区分を決定し、その結果を申請者及び学校長に通知するものとする。この場合において、次の各号に掲げる区分は、当該各号に掲げる者が対象となる。

(1) 第Ⅰ支弁区分 収入額（特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号）第2条第1号の規定により文部科学大臣が定める算定方法の例により算定した保護者の属する世帯の収入額をいう。以下同じ。）が需要額（生活保護法（昭和25年法律第144号）第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める算定方法の例により算定した保護者の属する世帯の需要額。以下同じ。）の1.5倍未満の者

(2) 第Ⅱ支弁区分 収入額が需要額の1.5倍以上2.5倍未満の者

(3) 第Ⅲ支弁区分 収入額が需要額の2.5倍以上の者

(奨励費の支給対象期間)

第6条 奨励費の支給を受けることができる期間は、第4条の申請があった日の属する年度の初日（年度途中で児童等が第2条第1項各号に該当することとなった場合は、その事実が発生した日の属する月の初日）から当該年度の末日までとする。ただし、第9条に該当するときは、この限りでない。

(請求及び支給)

第7条 第5条の規定により認定を受けた児童等の保護者（以下「認定保護者」という。）は、教育委員会に奨励費の請求を行うものとする。この場合において、認定保護者は奨励費の請求について学校長に委任することができる。

2 前項の請求を受けた教育委員会は、認定保護者が指定する金融機関の預金口座に振り込む方法により支給する。

(届出の義務)

第8条 認定保護者は、申請内容に変動が生じたときは、その旨を遅滞なく教育委員会に届け出

なければならない。

(認定の取消し)

第9条 教育委員会は、前条の規定により届出があったときは、再審査を行い、第2条に該当しなくなったと認めるときは、奨励費の認定を取り消し、既に支給した奨励費の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に播磨町特別支援教育就学奨励費の認定を受け、支給を受けている者は、この要綱の規定により認定を受けた者とみなす。